

高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価

評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

施設名	高松市立東部運動公園		
指定管理者	公益財団法人高松市スポーツ協会	施設所管課等	スポーツ振興課
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)	公募・非公募の別	公募
所在地	高松市高松町1347番地1	業務の概要	施設の維持管理・運営業務 スポーツ教室等開催事業 使用申請受付業務 施設利用料の徴収に関する業務
施設の概要	【施設】第1サッカー場、第2サッカー場、フットサル場、軟式野球場、ソフトボール場、弓道場、アーチェリー場、会議室、トリム広場 【職員の状況】協会契約職員 7人、協会臨時職員 1人 【開館時間】9:00～21:00 毎週火曜日、年末年始は休園		

	項目名	令和6年度	令和5年度	項目名	令和6年度	令和5年度
利用状況等	利用者数	288,129 人	290,659 人	スポーツ教室等開催数	5 教室	7 教室
	施設稼働率(第1サッカー場)	70.9 %	71.8 %	スポーツ教室等開催日数	158 日	107 日
	アンケート回収数	10 枚	11 枚	スポーツ教室等参加者数	1,876 人	1,506 人
収支状況等	指定管理料	38,825 千円	25,477 千円			
	収入実績	19,611 千円	19,910 千円			
	支出実績	57,881 千円	49,475 千円			

評価基準	評価項目	指定管理者自己評価コメント	所管課等評価
	1 基本事項		
2 住民の平等な利用確保	①管理運営、施設事業との関連性 ②平等な利用の確保	幅広い年齢層を対象に、誰でも気軽に参加できるスポーツ教室を開催し、広く住民にスポーツへの参加を促し、生涯スポーツ等の推進に寄与した。また、「あいさつ運動」のキャンペーンを実施し、接客マナーの向上に努めた。 施設の平等な利用を確保するため、年間利用調整を行ったほか、「かがわ電子自治体システム」の施設利用申込サービスを適正に運用するとともに、条例、規則、関係法令等を遵守し、公平な利用者サービスを行った。	A
3 施設の効用の最大限の発揮	①利用促進対策 ②広報・PR対策 ③企画事業・自主事業 ④市・関係団体・地域等との連携 ⑤サービス向上の取組 ⑥相談・苦情への対応	総務・施設管理専門部会、各委員会等において、利用促進、サービス向上等について、積極的に協議・研究を行った。 広報・PR活動については、ホームページ、フェイスブック、広報紙の配布など積極的に情報提供を行った。 自主事業については、各スポーツ団体等と相互に協力・連携し、スポーツ教室等を開催したほか、高松市グラウンドゴルフ協会等と共催で大会を開催した。 また、施設利用者アンケート等を実施し、利用者の意見の収集に努めた。	B
4 管理を安定して行うための人員及び財政基盤の確保	①職員確保計画等 ②教育・研修 ③就業規則等の遵守 ④施設運営の健全性の確保(経営状況の確認を含む) ⑤損害保険等 ⑥収支計画と執行管理	効率的に管理・運営を行うため、交替制勤務とし、事務量、利用状況等にに応じて、牟礼総合体育館から応援体制をとるなど、職員を適正に配置している。 研修については、協会全体の研修及び普通救命講習を実施した。 また、職員の健康診断を定期的に行うなど、就業規則及び労働関係法令の遵守に努めたほか、万一の事故に備え、社会体育施設保険に加入した。 さらに、清涼飲料水等の自動販売機手数料収入を教室開催経費に充てるなど財政の健全化を図った。 予算執行については、事務局で一元管理し、必要な会計監査を受け、適正である旨の報告を受けている。	B
5 管理に係る経費の縮減	①収入の確保・適正な人件費 ②運営経費の節減対策・コミュニティビジネスの視点 ③経営の効率化 ④合理的な会計制度	物件費については、省エネの徹底や委託業務、施設等の修繕を可能な限り職員で実施するなど、経費節減に努めた。 また、宿泊施設等に積極的に情報提供を行い、合宿等の誘致に努めるなど、収入の確保を図ったほか、公益法人会計基準に従い、適正に会計処理を行い、税制面において優遇措置を受けている。	B

総合評価コメント	総合評価
高松市東部運動公園の管理運営に関する各種規定に基づき、施設の管理運営は概ね適正に行われている。 職員研修の実施、保険への加入等により、施設運営に係る安全管理意識の向上に努めているほか、エコシティかまつ環境マネジメントシステムに基づき、環境に配慮した取組も実施しており、今後とも、スポーツ施設条例及び規則等に従い、柔軟かつ積極的な対応を期待したい。 また、総務・施設管理専門部会、各委員会等を定期的に開催し、利用促進、サービス向上等について、積極的に協議・研究が行われており、新たな事業の展開など、より効果的な施策の検討を行っている。 令和6年度においては、施設利用者への平等な利用の確保を目的として予約取消に伴うシステムの利用制限を試験的に導入し、不要な予約を制限することによって多くの利用機会確保にも努めており、今後の課題はあるものの、皆が平等に利用しやすい環境づくりが推進されている。 一方、施設の老朽化が進み、利用者からの改善要望があっても十分な対応ができないなど、指定管理者側にも苦勞が見受けられるが、軽微な修繕であれば職員が対応している現状である。今後においても、施設の老朽化等に伴う維持管理コストの増加が想定されるため、専門部会等による協議・研究を図っていくとともに、市とも協議しながらより効率的な管理運営を検討していただきたい。	B